

艦船副長職務章程

(副長任務)

第一条

艦船ノ副長ハ少佐或ハ先任ノ大中尉之レニ任ジ而メ艦長ノ命ヲ奉シ其艦一切ノ諸務を執行スヘシ

(指揮艦ノ副長)

第二条

艦長若シ艦隊指揮ヲ兼務スル時ハ其副長ハ少佐ヲ以テ之ニ充テラルヘシ

(旗艦ノ副長)

第三条

少将以上乗艦指揮スル時ハ大中艦ノ別ナク副長ハ少佐ヲ以テ之ニ充テラルヘシ

(副長ノ官等)

第四条

一等艦ノ副長ハ少佐二等艦以下ノ副長ハ大尉タルヘシ但シ少佐ニテ二等艦以下ノ副長ヲ命セラルコトモアルヘシ

(甲板上指揮)

第五条

副長ハ総員呼出ノ時艦長ノ別名ナケレハ必ス甲板上ニ在テ指揮ヲナスヘシ

(外出願)

第六条

副長ハ乗組人員ノ外出願二十四自艦以内ノ時ハ之ヲ艦長ヘ報シテ聞届ケ其時間以上ハ之ヲ艦長ニ申出ツ可シ

(艦長送迎)

第七条

副長ハ艦長ノ外出或ア帰艦ノ時之ヲ送迎スヘシ

(定規操練)

第八条

副長ハ乗組人員ヲシテ諸科ニ熟達セシメンカ為力定規ニ依リ諸操練ヲ為サシムル事ニ注意スヘシ

(船具変更)

第九条

艦船長ノ許可ヲ得ス艦船内ノ一小部分或ハ索具ノ変改ヲナシ又索具ヲ交換スル事ヲナスヘカラス

(艦内點檢)

第十条

副長ハ航海或ハ碇泊中モ毎朝夕艦内ヲ點檢シ諸部清潔且ツ齊頓ナルヤ否ヤヲ檢シ而メ其點檢ノ次第ヲ艦船長ヘ報告スヘシ

(釣床置場)

第十一条

天候悪シク釣床ヲ釣床納所ニ置ク能ハサル時ハ之ヲ積ミ置クヘキ場所ヲ定ムヘシ

(軍用準備)

第十二条

砲座其外諸兵器ハ何時ニテモ軍用ニ適シ又砲座ニ属スル諸具ハ晝夜トモ直チニ軍用ニ適スルヤ否ヤヲ殊ニ注意ス可シ

(給與証印)

第十二条

總テ給與諸品渡シ方ハ副長之ヲ証印シ而シテ己ノ差圖ヲ

受ケス猥リニ貯藏品ヲ費ス事ヲ許スヘカラス

(諸庫ノ管鑰及ヒ點檢)

第十四條

掌砲長水兵長木工長所用諸庫ノ鍵ハ副長之ヲ管カリ毎日々没前ニ之レヲ返納セシムヘシ此時副長ハ諸庫及ヒ其通路ニ燈火残ラサルヤ又夕戸扉能ク鎖シタルヤ否ヤヲ點檢シ又夕其日所用アリテ燈火ヲ用ヒタル事アラハ其場所ヲモ點檢シ其次第ヲ午後八時ニ艦長ニ報告スヘシ

(當直補欠)

第十五條

副長ハ當直士官ノ列ニ入ルヘカラス然レドモ當直スヘキ士官減員セル時艦長ノ命ニ依リテハ之ヲ勤ムルコトアルヘシ

(諸規則及諸配置)

第十六條

副長ハ當直部署大小砲及帆前操練ノ為メ設ケラレタル規則當直配置砲員配置運用配置課業表ニ從ヒ諸士官及兵卒ニ其受持場所及ヒ事業ノ順序ヲ知ラシムル事ニ注意スヘシ

(士官休暇)

第十七條

碇泊中艦内ニ大中尉二人乃至三人航海士官一人医官主計機関士各一人以上ニテ艦務ニ支障ナキ員數ハ常ニ在艦セシメ尤モ小艦ニ於テハ前記人員ニ比較シ適宜ニ員數ヲ定ム然シ總テ士官ノ暇ヲ乞フ時他ノ士官ニ於テ其不在士官ノ職務ヲ擔當スルヲ証スルニ非サレハ決シテ之レヲ許スヘカラス但シ艦長ノ特命アルハ此限ニ非ラス

(端船準備)

第十八條

航海或ハ碇泊中何時ニテモ端船ヲ差支ナキヤウ用意シ又夕能ク非常ノ時之レヲ卸スタメノ準備ヲモナスヘシ

(禮砲)

第十九條

禮砲ノ時ハ海軍禮砲條例ニ照準シテ之ヲ施行スヘシ

(每朝艦體檢查)

第二十條

每朝水兵長ニ船首ヨリ船尾マテ又檣頭ヨリ下マテ索具ヲ悉ク檢查セシメ且ツ木工長ヲシテ船體及ヒ圓材等ヲ檢査セシメ又穢水ニ注意セシムヘシ

(諸庫管鑰)

第二十一條

副長ハ航海課尉官医官主計官ハ各其所屬ノ諸庫ノ鍵ヲ管カリ其庫内ノ事件ヲ一切引受クヘキ様注意スヘシ

(規則法律)

第二十二條

副長ハ艦船ノ諸規則海軍ノ諸法律ヲ熟知シ而メ能ク實際ニ行ハルヤウニ注意スヘシ

(艦長死亡ノ時)

第二十三條

外國航海中若シ艦船長死亡シ其副長ヨリ先任ニシテ相當ノ士官之レナク止ヲ得サル場合ニ於テハ假リニ之ニ代テ諸務ヲ總理シ又先任大中尉ヲシテ假リニ自己ノ位置ニ充ツヘシ

(艦内事業)

第二十四條

艦内臨時ノ事業ハ勿論通常ノ事業タリトモ翌日ノ箇條ヲ

其日ノ就寢時限前ニ其主任ノ者ヘ之ヲ達スヘシ
(在艦)

第二十五条

艦船長不在ノ節ハ必ス副長ハ在艦スヘキモノナリ

(大砲発数)

第二十六条

副長ハ每砲ノ實彈空彈発数ハ常ニ巨細ニ記載シ置キ若シ
其砲ヲ他ヘ轉移スルカ或ハ返附スル時ハ其報告書ヲ添フ
ヘシ